

トラック運転者の「改善基準告示」見直しの概要 ①

- ▶ 長時間・過重労働の実態にある自動車運転者の健康確保等の観点から、見直しを行うもの。

	現行	見直し後（令和6年4月1日～）
1年、1か月の拘束時間	1年 — 1か月 293 時間以内 【例外】 労使協定により、 次のとおり延長可 1年 3,516 時間以内の範囲で 1か月 320 時間以内 （年6か月まで）	1年 3,300 時間以内 1か月 284 時間以内 【例外】 労使協定により、 次のとおり延長可（①②を満たす必要あり） 1年 3,400 時間以内 1か月 310 時間以内（年6か月まで） ① 284時間超は連続3か月まで ② 1か月の時間外・休日労働時間数が 100時間未満となるよう努める
1日の拘束時間	原則 13 時間以内 （上限 16 時間、 15 時間超は週2回まで）	原則 13 時間以内 （上限 15 時間、 14 時間超は週2回までが目安） 【例外】 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※）、 継続 16 時間まで延長可（週2回まで） ※ 1週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合
1日の休息期間	継続 8 時間以上	継続 11 時間以上与えるよう努めることを基本とし、 9 時間を下回らない 【例外】 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※）、 継続 8 時間以上（週に2回まで） 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、 運行終了後に継続 12 時間以上の休息期間を与える
運転時間	2日平均1日当たり 9 時間以内 2週平均1週当たり 44 時間以内	現行どおり
連続運転時間	4 時間以内 （運転の中断は、 1回連続 10 分以上、 合計 30 分以上）	4 時間以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える （1回概ね連続 10 分以上、合計 30 分以上） 【例外】 SA・PA等に駐停車できず、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可

トラック運転者の「改善基準告示」見直しの概要 ②

	現行	見直し後（令和6年4月1日～）
予期し得ない事象		予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間（2日平均）及び連続運転時間から除くことができる（※1, 2） 勤務終了後、通常どおりの休息期間（継続11時間以上を基本、9時間を下回らない）を与える ※1 予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ・運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ・運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ・運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと ※2 運転日報上の記録に加え、客観的な記録（公的機関のHP情報等）が必要。
分割休息特例	継続<u>8</u>時間以上の休息期間を与えることが困難な場合 ・分割休息は1回<u>4</u>時間以上 ・休息期間の合計は、<u>10</u>時間以上 ・一定期間（<u>2か月程度</u>）における勤務回数の<u>2分の1</u>が限度	継続<u>9</u>時間以上の休息期間を与えることが困難な場合 ・分割休息は1回<u>3</u>時間以上 ・休息期間の合計は、 2分割：<u>10</u>時間以上、3分割：<u>12</u>時間以上 ・<u>3分割が連続しないよう努める。</u> ・一定期間（<u>1か月程度</u>）における勤務回数の<u>2分の1</u>が限度
2人乗務特例	車両内に身体を伸ばして休息できる設備がある場合、拘束時間を<u>20</u>時間まで延長し、休息期間を<u>4</u>時間まで短縮可	現行の内容に次の例外を追加 【例外】 設備（車両内ベッド）が※の要件を満たす場合、次のとおり、拘束時間をさらに延長可 ・拘束時間を<u>24</u>時間まで延長可（ただし、運行終了後、継続<u>11</u>時間以上の休息期間を与えることが必要） ・さらに、<u>8</u>時間以上の仮眠時間を与える場合、拘束時間を<u>28</u>時間まで延長可 ※ 車両内ベッドが、長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であり、かつ、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること。
隔日勤務特例	2暦日の拘束時間は<u>21</u>時間 休息期間は継続<u>20</u>時間以上 【例外】 仮眠施設で夜間<u>4</u>時間以上の仮眠を与える場合、拘束<u>24</u>時間まで延長可（<u>2週間に3回</u>まで）	現行どおり
フェリー特例	フェリー乗船時間は、原則として休息期間（減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の<u>2分の1</u>を下回ってはならない。） フェリー乗船時間が<u>8</u>時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される。	現行どおり